

長崎県建設関連業務における事前審査登録制度実施要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">令和6年1月16日 5建企第350号 <u>最終改正 令和7年2月28日 6建企第306号</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事前審査登録の対象とする項目は次の通りとし、原則、適用年度に行う第1回申請により行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>申請項目 (略)</p> <p>申請期間 (略)</p> <p>事前審査登録結果の適用開始日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>結果通知書の通知日</u>以降に公告する業務案件に適用 <p>(申請の方法)</p> <p>第3条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体1部(申請書及び添付資料等) ・ 電子媒体(CD-R)1部(申請書及び提出様式のExcelデータと添付資料のPDFデータ) ・ <u>110円</u>切手を貼った返信用の封筒(長3号:120mm×235mm) <p>3. 申請書は、原則郵送によるものとする。<u>(やむを得ない場合は持参可とするが受付用の控えを用意すること。)</u></p>	<p style="text-align: right;">令和6年1月16日 5建企第350号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事事前審査登録の対象とする項目は次の通りとし、原則、適用年度に行う第1回申請により行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>申請項目 (略)</p> <p>申請期間 (略)</p> <p>事前審査登録結果の適用開始日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月の翌月1日以降に公告する業務案件に適用 <p>(申請の方法)</p> <p>第3条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体1部(申請書及び添付資料等) ・ 電子媒体(CD-R)1部(申請書及び提出様式のExcelデータと添付資料のPDFデータ) ・ 84円切手を貼った返信用の封筒(長3号:120mm×235mm) <p>3. 申請書は、原則郵送によるものとする。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="199 122 474 156">第4条~第8条 (略)</p> <p data-bbox="221 201 309 234">附 則</p> <p data-bbox="221 240 719 274"><u>本要領は、令和7年2月28日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1140 122 1415 156">第4条~第8条 (略)</p> <p data-bbox="1162 201 1249 234">附 則</p> <p data-bbox="1189 240 1272 274">(追加)</p>

改正後

現行

改正後	現行